

小規模事業者持続化補助金のご案内

■小規模事業者持続化補助金とは？

この補助金は、販路開拓や新規の顧客獲得をお考えの小規模事業者に向けたもので、経営計画に基づいて（を作成して）実施する販売促進等の取り組み（例、HP・チラシ作成、店舗改修、機器導入等）や、ポストコロナを見据えた新たな取り組みのための投資費用に対し、申請事業が採択されることによって50万円および100万円を上限に補助金が出るもので、毎年多くの小規模事業者が活用しています。

■申請要件が異なる2つのタイプがあります（「低感染リスク型ビジネス枠」の新設）

販路開拓等の取り組みを支援する「一般型」と、今年度から創設され、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取り組みを支援する「低感染リスク型ビジネス枠」という申請タイプが新たに追加されました。

<2つの申請タイプについて>

区分	一般型	低感染リスク型ビジネス枠
補助額	上限額 50万円 （+50万円：認定創業支援等） ※上限の引上げの詳細は公募要領を参照。	上限額 100万円
補助率	2/3	3/4
補助対象	販路開拓等の取り組みに資する費用が該当。 ・新商品を陳列するための棚の購入 ・新製品・商品・サービスのための設備等 ・新たな販促用チラシの作成、送付 ・新たな販促用PR（ウェブサイト作成、マスコミ媒体での広告） ・国内外の展示会、見本市への出展 ・店舗改装 など	ポストコロナ社会に対応した非接触型ビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策費が該当。 ・テイクアウト可能な新商品開発、新設備導入 ・大部屋を個室にするための間仕切り設置 ・オンライン教室、講座、診療等を開始するためのシステム導入 ・ネット販売システムの構築 ・自動精算機、自動チェックイン機の導入 ・テレワーク導入 など
申請方法	郵送または、電子申請(jグランツ)で受付 ただし、jグランツによる電子申請は審査加点あり	jグランツによる電子申請のみの受付
その他	※電子申請を検討したい方はあらかじめ「 GE BizID 」の取得が必要です。 <一般型>は、下記類型 1～3 にあてはまる場合は審査時の加点措置あり。 1.賃上げ加点 2.事業承継加点 3.経営力向上計画加点	・感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）については、補助金総額の1/4（最大25万円）を上限に補助対象経費に計上することが可能（緊急事態宣言の再発令による特別措置を適用する事業者は政策加点の他、補助金額総額の1/2（最大50万円）に上限を引上げ）。

※2021年4月12日現在の情報をもとに作成しています。最新の情報は、小規模事業者持続化補助金 補助金事務局の<一般型>または<低感染リスク型ビジネス枠>のいずれか希望されるホームページをご確認ください。

＜応募のスケジュールについて＞

区分	応募締切	
	一般型	低感染リスク型ビジネス枠
第1回受付	(前年度に終了)	令和 3年 5月12日(水)まで
第2回受付	(前年度に終了)	令和 3年 7月 7日(水)まで
第3回受付	(前年度に終了)	令和 3年 9月 8日(水)まで
第4回受付	(前年度に終了)	令和 3年11月10日(水)まで
第5回受付	令和 3年 6月 4日(金)まで	令和 4年 1月12日(水)まで
第6回受付	令和 3年10月 1日(金)まで	令和 4年 3月 9日(水)まで
第7回受付	令和 4年 2月 4日(金)まで	
第8回受付以降	(今後改めて案内される予定)	

電子申請・いずれも17時まで

当日消印有効

※ 〈一般型〉の申請にあたっては、当所発行の「様式4（事業支援計画書）」が必須となります。発行手続きにはお時間を要しますので、お早めに当所までお知らせください。なお、同じような様式として、〈低感染リスク型ビジネス枠〉における「支援機関確認書」については、「任意様式」ですので、発行及び申請添付は必須ではありませんので、ご注意ください。

【一般型】 <https://r1.jizokukahojokin.info/index.php/sinsei/>
 【低感染リスク型ビジネス枠】 <https://www.low-risk-jizokuka.jp/>

検索



申請書のダウンロードはウェブサイトから。
 (申請書はパソコンで作成します)

■ 手続きと受領までの流れ

(一般型 第5回受付のスケジュール例)



【お問い合わせ】 刈谷商工会議所 中小企業相談所 TEL 0566-21-0370